

令和7年度版
水産加工施策利用ガイドブック

水産加工業者向けワンストップ窓口
(水産庁 加工流通課)

水産加工業者向け支援措置（令和7年度当初予算、令和6年度補正予算）

※令和7年度政府予算案に基づくため、成立した予算の内容に応じて、事業内容等の変更が生じる可能性があります。

事業名	支援内容	逆引きキーワード	頁
1. 水産加工・流通業の様々な課題解決に向けた総合的支援			
水産加工連携プラン支援事業 【当初】	国民への水産物の安定供給に重要な役割を果たす水産加工業が直面する原材料不足や人手不足、輸送能力不足、経営力向上といった課題の解決に向け、生産・加工・流通・販売を含むサプライチェーン上の関係者や金融機関等の専門家の連携による水産加工・流通の取組を総合的に支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ★アドバイザー指導 ★研修 ★異業種等連携 ★機器整備 ★電子システム導入 ★新商品開発 ★商談等販路開拓 	1
2. 加工機器の整備等			
浜の活力再生・成長促進交付金 【当初】	水産業のスマート化を推進する取組に必要な共同利用施設・機器の整備、産地市場の統廃合に必要な共同利用施設の整備等を支援することにより、水産業の成長産業化を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ★共同利用施設整備 ★機器整備 	2
水産業競争力強化緊急施設整備事業 【補正】			
復興水産加工業等販路回復促進指導事業及び水産加工業等販路回復取組支援事業 【当初】	被災地（青森～千葉の各県、栃木県及び群馬県）の水産加工業者に対し、販路回復・新規開拓のための専門家による個別指導やセミナー等の開催、必要な機器整備を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ★販路回復セミナー ★アドバイザー指導 ★商談会 ★機器整備 	3
復興加工EC販路マッチング支援事業 【当初】	被災地（青森～千葉の各県）の水産加工業者に対し、百貨店や高級スーパー等と連携しながら、新商品の開発・PR活動を行う取組を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ★新商品開発 ★販路拡大 ★機器整備 	5
3. 加工原材料の確保			
特定水産物供給平準化事業 【当初】	水揚げ量の季節変動等の影響を受ける水産物を買取・保管し、水産加工業者等の必要な時期に提供する取組を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ★調整保管 ★原材料調達 	6
4. 国産原材料への切替等に関する支援			
特定水産物供給平準化事業（原材料転換対策） 【補正】	国民に対する水産物の安定供給を図るため、輸入原材料から国産原材料へ転換する水産加工業者に対して、国産原材料を安定的に供給する取組を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ★調整保管 ★国産原材料への切替 	7
産地連携推進緊急対策事業 【補正】	産地と連携した取組を行う計画を策定した食品製造事業者に対して、食品製造事業者が産地を支援する取組や、産地との連携による国内原材料の取扱量増加に伴う機械設備等の導入等を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ★国産原材料の取扱量増加 ★原材料調達リスク ★新商品開発 ★新商品の販売促進・広告宣伝 ★機器整備導入 ★産地との連携 	8
5. 水産物消費拡大			
持続可能な水産物消費拡大推進事業 【当初】	水産物需要を喚起し、持続可能な水産物の消費拡大を図るため、魚食普及活動や消費者等に向けた情報発信を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ★魚食普及 ★水産物の消費拡大 ★情報発信 	9

事業名	支援内容	逆引きキーワード	頁
6. 輸出促進			
水産物輸出加速化連携推進事業 【補正】	水産物の更なる輸出拡大の加速化に向けて、生産・加工・流通・輸出等のバリューチェーン関係者が連携して重点課題の解決に資する商流・物流構築の実証の取組を支援します。	★輸出拡大 ★機器整備 ★電子システム開発・導入 ★新商品開発 ★試験販売	10
食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備（緊急対策）事業 他【補正・当初】	水産加工食品等の輸出拡大に必要なHACCP及びISO、FSSC等の基準を満たす施設等の新設（かかり増し経費）及び改修、機器の整備を支援します。	★輸出のための施設・機器整備 ★HACCP対応	11
加工食品クラスター輸出緊急対策事業 【補正】	加工食品の輸出拡大に向けて、食品製造事業者等が連携した加工食品のPRやテストマーケティング、輸出先国の現地ニーズに対応するために必要な機械の導入等を支援します。	★海外プロモーション ★商品開発に必要な機械の導入	13
戦略的輸出拡大サポート緊急対策事業 【補正】	農林水産物・食品の更なる輸出拡大のため、戦略的な輸出拡大へのサポート、日本産水産物の海外への販路拡大等を支援します。	★輸出向けマッチング ★海外バイヤー ★商談会 ★海外プロモーション	14
戦略的輸出拡大サポート事業 【当初】			
グローバル産地生産流通基盤強化緊急対策 【補正】	GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）に基づき、輸出に取組もうとする水産加工業者等への輸出診断、大規模輸出産地形成に必要な計画策定、水産エコラベル認証の取得を希望する事業者の審査の準備、国際的に通用する水産エコラベル認証の新規取得等を支援します。	★輸出事業計画 ★GFP ★水産エコラベル	15
グローバル産地づくり推進事業 【当初】			
輸出環境整備緊急対策事業 【補正】			
輸出先国規制対応支援事業 【当初】			
復興加工輸出促進支援事業 【当初】	被災地（青森～千葉の各県）の水産加工業者に対し、海外バイヤーとのマッチングを含む事前商談会等のサポートと、海外バイヤーを被災地に招へいし、商談会を行う取組を支援します。	★輸出向けマッチング ★海外バイヤー ★商談会	17
7. 金融支援			
水産加工資金	水産加工品の製造又は加工の高度化及び事業基盤の強化を促進することによって、水産加工品の安定供給を図るために必要な長期かつ低利の資金ニーズに応えています。	★加工設備資金等 ★長期・低利融資	18
8. 能登半島地震対策			
特定水産物供給平準化事業（能登半島地震に伴う水産加工原材料安定供給対策） 【補正】	能登半島地震により、地場産の加工原材料の調達が困難となった水産加工業者に対して、加工原材料を安定的に供給する取組を支援します。	★調整保管 ★原材料調達 ★能登半島地震	19
水産業共同利用施設復旧整備事業 【予備費、補正】	水産加工業協同組合等の水産業共同利用施設や機器（加工施設、冷凍冷蔵施設等）の再建、修繕、改築、整備に伴う既存施設の撤去や本格復興までに使用する施設の整備等を支援します。	★共同利用施設整備 ★機器整備 ★能登半島地震	20
(参考)			
中小企業庁で実施されている支援策	水産加工事業者の方がご活用いただける支援策を掲載しております。	★生産性向上 ★販路開拓 ★事業継承	21

『原材料不足、人手不足、経営体力不足などの課題の解決に取り組みたい』

持続可能な水産加工流通システム推進事業のうち 水産加工連携プラン支援事業

国民への水産物の安定供給に重要な役割を果たす水産加工業が直面する原材料不足や人手不足、輸送能力不足、経営力向上といった課題の解決に向け、生産・加工・流通・販売を含むサプライチェーン上の関係者や金融機関等の専門家の連携による水産加工・流通の取組を総合的に支援し、水産加工業の生産力向上と持続性の両立を図ります。

対象となる方

以下の②と①～⑧との2者以上により構成される連携協議会

- ① 生産段階事業者(漁業者、養殖業者)
- ② 加工・流通段階事業者(水産加工、倉庫・保管、卸売・仲卸、物流等の業を営む事業者)
- ③ 販売段階事業者(小売・外食等の業を営む事業者)
- ④ ①～③の者が構成する団体
- ⑤ 金融機関
- ⑥ 地方公共団体
- ⑦ 研究機関
- ⑧ その他民間事業者等

※構成員は日本国内に所在する組織に限ります。

支援内容

(1) 対象となる取組

- ア. 資源状態の良い魚種への原材料転換、低・未利用魚を利用した新商品開発等、海洋環境の変化等に伴う原材料不足に対処し、環境負荷の少ない原材料調達を行う取組
- イ. ICTやDX等の先端技術によるイノベーションや、省エネ機器の導入、高品質な商品作り、ECを利用した販路開拓等により、生産性を向上させる取組
- ウ. デジタル化等による流通の効率化、新たな鮮度保持技術の導入、作業自動化等を通じて人手不足を解消し、持続的な供給体制を構築する取組
- エ. その他持続可能な水産加工流通業の実現に資する取組

(2) 対象経費

調査・商談等旅費、プロモーション資材等作成費、研修等経費、新商品開発経費、電子システム導入費、物流構造改善費、水産加工機器・資材、流通機器・資材等

(3) 補助率 1/2等

ご利用方法

事業実施主体が実施する公募に応募する必要があります。
ご不明の点については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【 お問い合わせ先 】
水産庁漁政部加工流通課指導班
電話：03－3591－5612

『産地市場や加工施設などの共同利用施設を整備したい』

(令和7年度当初予算)

① 浜の活力再生・成長促進交付金

(令和6年度補正予算)

② 水産業競争力強化緊急施設整備事業

水産業のスマート化を推進する取組に必要な共同利用施設・機器の整備、産地市場の統廃合に必要な共同利用施設の整備、衛生環境を強化するために必要な共同利用施設の整備等を支援することにより、水産業の成長産業化を推進します。

対象となる方

① の事業の場合

浜プランに参画する水産加工業協同組合又は水産加工業若しくは水産流通業の発展を目的とする団体・法人(水産加工業者又は水産流通業者(5人以上)が主たる構成員となる団体)

② の事業の場合

広域浜プランに参画する水産加工業協同組合

支援対象施設及び補助率

(1) 対象施設

鮮度保持施設、加工処理施設、荷さばき施設、廃棄物等処理施設、加工流通作業等軽労化施設、衛生環境強化施設など

(2) 補助率

事業費の1/2以内、4/10以内、1/3以内

ご利用方法

事業を実施する際は都道府県水産部局に申請してください。
ご不明の点については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【 お問い合わせ先 】

水産庁漁政部加工流通課調整班

電話：03-6744-2350

各都道府県 水産部局

『東日本大震災被災地産の水産加工品の販路を回復・開拓したい』

水産業復興販売加速化支援事業のうち 復興水産加工業等販路回復促進指導事業 及び水産加工業等販路回復取組支援事業

被災地（青森～千葉の各県、栃木県及び群馬県）の水産加工業者に対し、販路回復・新規開拓等のための専門家による個別指導やセミナー等の開催、必要な機器整備を支援します。

対象となる方

東日本大震災の被災地で水産加工業を営む事業者等

なお、この事業において被災地とは、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び千葉県の8県において著しい被害があった地域とします。

支援内容

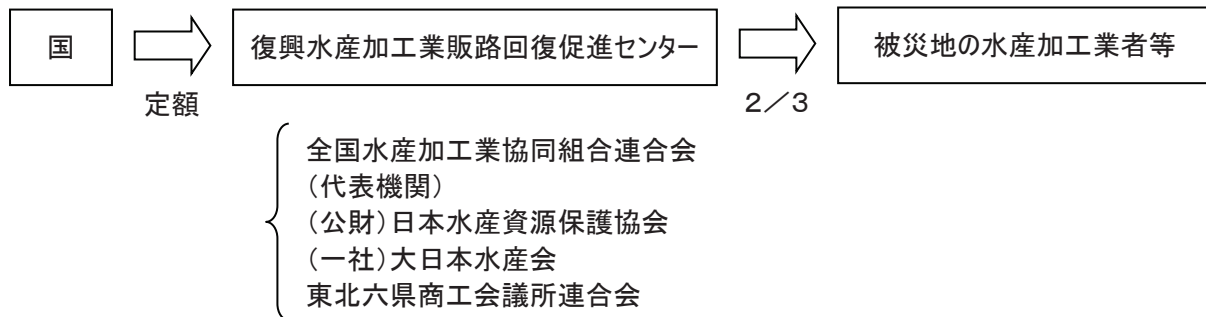
(1) 復興水産加工業等販路回復促進指導事業(補助率:定額)

- ① 復興水産販路回復アドバイザーによる現地指導事業
復興水産販路回復アドバイザー（商品開発コーディネーター、6次産業化プランナー、地域活性化支援アドバイザー等の専門家）による販路回復等に向けた個別指導に対して支援します。
- ② 販路回復セミナーの開催
商談力や加工技術の向上、輸出の取組方法等、販路の回復・開拓に役立つテーマについての専門家等を講師としたセミナーの開催を支援します。
- ③ 商談会の開催
被災地水産加工品の安全性のアピールや震災で失った販路の回復のため、全国の主要な消費地において商談会を開催し、その出展経費を支援します。
- ④ 特設WEBサイトや外食店等を活用した情報発信
被災地水産加工品の情報を集約した特設サイト「UMIUMA(うみうま)」により、おいしさと魅力を発信するとともに、外食店等において被災地水産加工品を活用したメニューの提供により、販路拡大を支援します。

(2) 水産加工業等販路回復取組支援事業(補助率:2/3)

被災地の水産加工業者の、販路回復・新規創出等に向けた取組に必要な加工機器の整備や新商品開発、マーケティング調査等に必要な経費を支援します。

■ 事業の流れ



ご利用方法

ご不明の点については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。
また、これまでの取組実績等は下記URLをご参照ください。

【 お問い合わせ先 】

復興水産加工業販路回復促進センター
(代表機関: 全国水産加工業協同組合連合会)

電話: 03-3662-2040

URL: <http://www.fukko-hanro.jp/>

『東日本大震災被災地産の水産加工品の魅力を高めたい』

水産業復興販売加速化支援事業のうち 復興加工EC販路マッチング支援事業

被災地(青森～千葉の各県)の水産加工業者に対し、百貨店や高級スーパー等と連携しながら、新商品の開発・PR 活動を行う取組を支援します。

対象となる方

東日本大震災の被災地(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県)で水産加工業を営む事業者等。

支援内容

(1) 復興加工EC販路マッチング支援事業

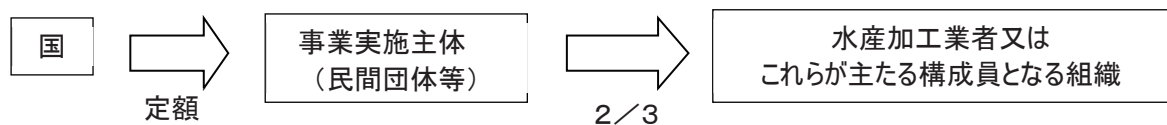
新商品開発のため、水産加工業者がマッチングを通じて百貨店や専門店及びECサイト運営会社等と連携し作成する計画を、事業実施主体が審査し、採択された計画内において必要な機器整備等の支援を行います。

また事業実施主体は、百貨店や専門店及びECサイト運営会社等と連携し、開発した新商品を効果的に宣伝する取組や、販売する際の送料負担を行います。

(2) 補助率

定額(機器整備は2/3)

■ 事業の流れ



ご利用方法

支援を受けたい水産加工業者等は、事業実施主体(民間団体等)が行う公募等に応募いただけます。

ご不明の点については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【 お問い合わせ先 】

株式会社 パソナ農援隊

電話: 050-3818-0065

URL: <https://pasona-nouentai.co.jp/r7suisan-ec>

『水産加工原材料を安定的に調達したい』

(令和7年度当初予算)

特定水産物供給平準化事業

水揚げ量の季節変動等の影響を受ける水産物を買取・保管し、水産加工業者等の必要な時期に提供する取組を支援します。

対象となる方

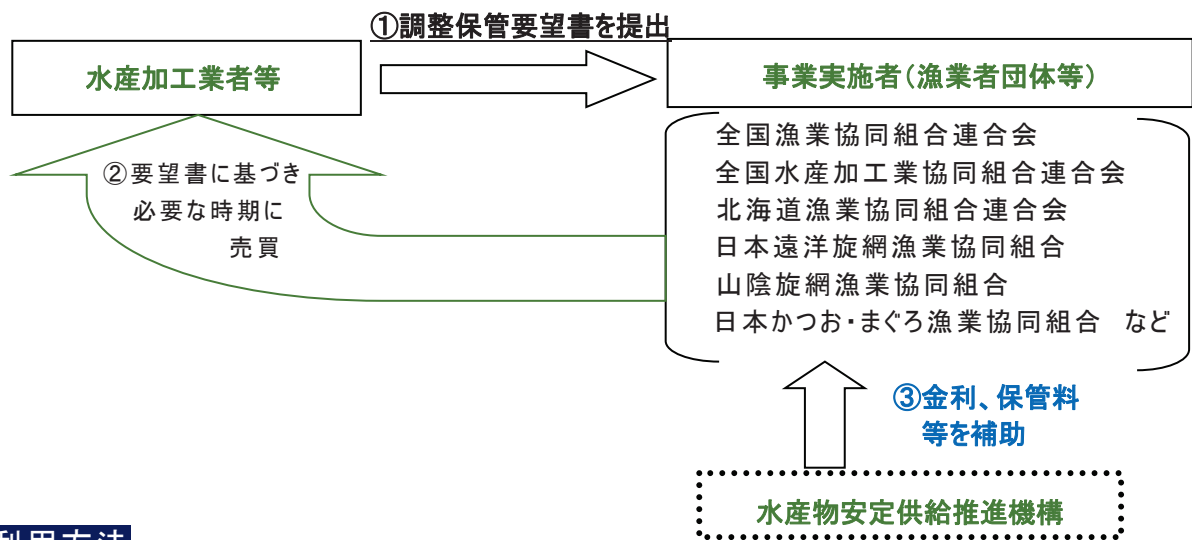
加工原材料を調達したい水産加工業者等

支援内容

特定水産物供給平準化事業(補助率:定額、1/2)

水産加工業者等への国産水産加工原材料の安定供給に資するため、漁業者等から買い取った水産物等を保管し、水産加工業者等に対して必要な時期に販売(調整保管)する漁業者団体等の取組に必要な、買取代金等を資金調達した際に要する金利や保管に要する経費等について支援します。

■ 事業の流れ



ご利用方法

- ・事業を活用する場合は、**漁業者団体等**に対して「調整保管要望書」をご提出ください。
- ・「調整保管要望書」の様式や事業の詳しい内容等については、下記事業実施主体のホームページをご覧ください。ご不明の点については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【 お問い合わせ先 】

水産物安定供給推進機構

URL : <http://www.fishfund.or.jp/jigyoku3.html>

電話 : 03-3254-7044

水産庁漁政部加工流通課調整班

電話:03-6744-2350

『加工原材料を国産原材料に転換することで、安定的に調達したい』

(令和6年度補正予算)

特定水産物供給平準化事業 (原材料転換対策)

国民に対する水産物の安定供給を図るため、輸入原材料から国産原材料へ転換する水産加工業者に対して、国産原材料を安定的に供給する取組を支援します。

対象となる方

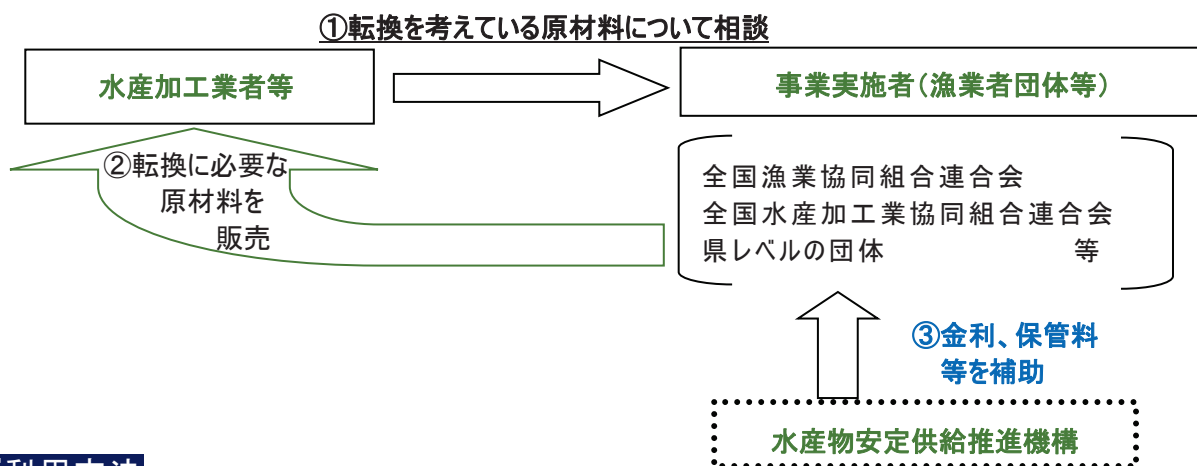
輸入原材料から国産原材料へ転換を図る水産加工業者

支援内容

特定水産物供給平準化事業(原材料転換対策)(補助率:定額、1/2)

国民に対する水産物の安定供給を図るため、輸入原材料から国産原材料へ転換する水産加工業者に対して、国産原材料を安定的に供給する漁業者団体等の取組に必要な、買取代金等を資金調達した際に要する金利や保管に要する経費等について支援します。

■ 事業の流れ



ご利用方法

事業の詳しい内容等については、下記事業実施主体のホームページをご覧ください。
ご不明の点については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【 お問い合わせ先 】

水産物安定供給推進機構

URL: <http://www.fishfund.or.jp/jigyoku3.html>

電話: 03-3254-7044

水産庁漁政部加工流通課調整班

電話: 03-6744-2350

『産地との連携を強化し、原材料の調達リスクに打ち勝って、水産加工業を継続したい』

(令和6年度補正予算)

産地連携推進緊急対策事業

輸入原材料の価格の高止まりや国際的な購買力の低下など、食品製造事業者等においては原材料の調達リスク等が大きな課題となっています。このような課題に対応するため、食品製造事業者等による産地との連携強化の取組を支援することにより、持続的な食料システムの確立を図ります。

対象となる方

食品製造事業者等

支援内容

産地と連携した取組を行う計画を策定した食品製造事業者に対して、食品製造事業者が産地を支援する取組、産地との連携による国産原材料の取扱量増加に伴う機械設備等の導入、新商品の開発・製造・PRの取組を支援します。

(1) 補助率 **1/2**

(2) 補助上限額 1件あたり2億円(産地を支援する取組を行う場合は3億円)
(下限100万円)

(3) 補助対象経費

①産地を支援する取組に係る経費

- ・資材費
- ・機械設備導入費
- ・社員等派遣旅費
- ・専門家派遣謝金・旅費 等

②産地との連携による国産原材料の取扱量増加に伴う経費

- ・新商品開発費(試作品の原材料費、調査経費を含む)
- ・機械導入費
- ・製造ラインの変更・増設費
- ・食品表示変更に伴う包装資材の更新費(デザイン作成、初期費用、廃棄包装資材相当分の新包装資材分に限る。)
- ・新商品PR費 等

ご利用方法

ご不明の点については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【 お問い合わせ先 】

大臣官房新事業・食品産業部食品製造課
電話：03-6738-6166

『魚食に関する出前・課外授業を開催し、地域の 水産物の消費拡大を推進したい』

持続可能な水産加工流通システム推進事業のうち 持続可能な水産物消費拡大推進事業 (出前授業等支援事業)

食の簡便化志向等の高まりにより、家庭において魚食に関する知識の習得や体験等の機会を十分確保することが難しくなっているため、民間団体等が行う魚や魚食に関する理解・関心を高めるための体験型の出前授業等の取組を支援します。

対象となる方

国内の民間企業・団体

支援内容

(1) 対象の取組

水産物需要を喚起し、持続可能な水産物の消費拡大を図るため、民間団体が行う魚や魚食に関する理解・関心を高めるための体験型の出前・課外授業の開催による魚食普及活動の取組に対し、経費を支援します。

(2) 対象経費

謝金、旅費、原材料費、その他

(3) 補助率

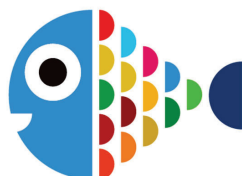
対象経費の1/2の範囲内

ご利用方法

(1) 事業実施主体である全国漁業協同組合連合会に体験型の魚食に関する出前・課外授業に関する取組提案書を提出し、内容確認・審査等を経た上で取組実施者として、選定されます。

(2) その後全国漁業協同組合連合会の指示に従い、事業計画の承認や補助金の交付等の手続きを行います。

(3) 本事業に係る詳細(取組提案者の公募等)については、全国漁業協同組合連合会ホームページ(<https://www.zengyoren.or.jp/>)をご参照ください。



おいしい×サステナ=いい未来

さかなの国

【 お問い合わせ先 】

水産庁漁政部加工流通課認証推進班

電話：03-6744-2350

『関係者と連携した新たな取組により、 水産物の輸出拡大の加速化に取り組みたい』

(令和6年度補正予算)

輸出ターゲット国における輸出支援体制の確立緊急対策のうち 水産物輸出加速化連携推進事業

水産物の更なる輸出拡大の加速化に向けて、生産・加工・流通・輸出等のバリューチェーン関係者が連携して重点課題の解決に資する商流・物流構築の実証の取組を支援します。

対象となる方

①から③の参加は必須とし、①から⑤により構成される輸出加速化連携協議会

- ①生産段階事業者(漁業者、養殖業者)又はこれらの者が構成する団体
 - ②加工・流通段階事業者(水産加工、倉庫・保管、卸売・仲卸、物流等の業を営む事業者)又はこれらの者が構成する団体
 - ③輸出段階事業者(水産物輸出の業を営む事業者)又はこれらの者が構成する団体
 - ④地方公共団体その他行政・研究機関
 - ⑤その他の民間事業者等(情報通信事業者、機器製造メーカー等)
- ※日本国内に所在する民間団体等に限りません。

支援内容

(1)輸出バリューチェーン改善検討事業(補助率:定額)

生産者、加工・流通業者、輸出関係事業者等が連携して、水産物の輸出の加速化に取り組む輸出加速化連携協議会による既存の水産物流通のバリューチェーンについて輸出を確実に実施できるよう改善する取組の検討等を支援します。

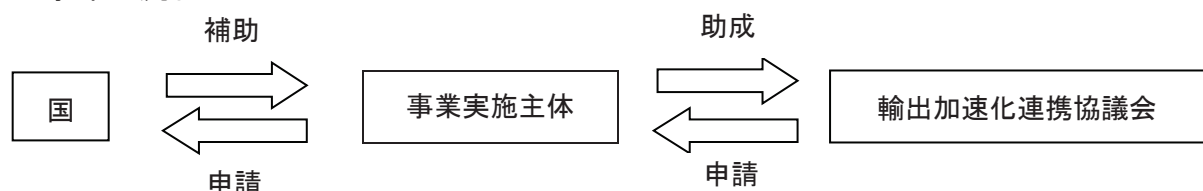
(2)輸出バリューチェーン改善システム等導入事業(補助率:1/2以内)

(1)で検討した取組に必要なシステム・機器の整備、資材の導入等を支援します。

(3)輸出バリューチェーン改善実証事業(補助率:1/2以内)

(1)で検討した新商品の開発、販売ルートの開拓等の取組の効果・持続可能性を実証し、輸出加速化連携協議会による自律的な活動に円滑に移行させる取組を支援します。

■ 事業の流れ



ご利用方法

事業実施主体が実施する公募に応募する必要があります。
ご不明の点については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

水産庁漁政部加工流通課指導班

電話:03-3591-5612

『農林水産物・食品の輸出の拡大に向け、HACCP等に対応した 施設や機器の整備を行いたい』

(令和6年度補正予算、令和7年度当初予算)

食品産業の輸出向けHACCP等対応 施設整備(緊急対策※)事業

※はR6補正の事業名

食品製造事業者等が行う輸出先国等の規制・条件(食品衛生、ハラール・コーシャ等)に対応した施設の新設及び改修、機器の整備を支援します。

対象となる方

輸出を行う食品製造事業者、食品流通事業者、中間加工業者など。(例:肉製品、水産加工品、農産加工品、菓子や卵製品などあらゆる食品の製造・加工業者)

応募には、輸出事業計画及び事業実施計画書の作成が必要となります。
また、応募にはHACCPチームの編成等の一定の要件があります。

支援内容

(1) 施設等整備事業

輸出先国等の政府機関が定める、HACCP等の要件に適合する施設の認定、ISO22000、FSSC22000、JFS-C、有機JAS等の認証取得に必要な施設・設備の整備(新設・増築(掛かり増し分)、改修)及び機器の整備

【対象施設・機器の例】

施設の衛生管理の強化に向けた排水溝・床・壁等の改修、エアーシャワー・殺菌機等の衛生管理設備の導入、温度管理を要する装置・設備の導入、等

(2) 効果促進事業

認定・認証取得に向けたコンサルティング費や取得後の適切な管理・運用を行うための人材育成に係る研修費等(1)の事業費の20%以内)

交付額及び交付率

(1) 交付額

(令和6年度補正) 上限5億円、下限250万円

(令和7年度当初) 上限1億円、下限なし

(2) 交付率

1/2以内

農林水産物・食品の輸出の拡大に向けた施設・機器の整備を支援します！

施設等整備事業

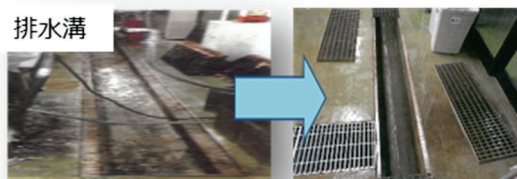
- ① 輸出先国が求める HACCP 等に適合するために必要な施設・機器
- ② 輸出先国のバイヤー等が求める ISO、FSSC、JFS-C 等の認証取得に必要な施設・機器
- ③ 検疫や添加物等の輸出先国の規制に対応するための施設・機器

効果促進事業

施設整備と一体的に行い、その効果を高めるために必要なコンサルティング



空気を經由した汚染の防止設備
(パーティション) の導入



排水溝
施設の衛生管理の強化に向けた排水溝、
床、壁等の改修



温度管理を要する装置・設備の導入

ご利用方法

本事業への応募をお考えの方は、以下のページをご確認の上、整備する施設の所在する都道府県窓口にご相談ください。

都道府県窓口も以下のページに掲載しています。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/haccp.html>

【 お問い合わせ先 】

北海道農政事務所 生産経営産業部 事業支援課 電話:011-330-8810
東北農政局 経営・事業支援部 輸出促進課 電話:022-221-6402
関東農政局 経営・事業支援部 輸出促進課 電話:048-740-0066
北陸農政局 経営・事業支援部 輸出促進課 電話:076-232-4233
東海農政局 経営・事業支援部 輸出促進課 電話:052-223-4619
近畿農政局 経営・事業支援部 輸出促進課 電話:075-414-9101
中国四国農政局 経営・事業支援部 輸出促進課 電話:086-230-4258
九州農政局 経営・事業支援部 輸出促進課 電話:096-300-6201
内閣府 沖縄総合事務局 農林水産部 食料産業課 電話:098-866-1673

事業全体に関する問い合わせ窓口
輸出・国際局 輸出支援課
電話:03-6744-2375

『地域の魅力ある商品の関係者が連携する輸出取組等を行いたい』

(令和6年度補正予算)

グローバル産地生産流通基盤強化緊急対策事業のうち

加工食品クラスター輸出緊急対策事業

加工食品の輸出拡大に向けて、食品製造事業者等が連携した加工食品のPRやテストマーケティング、輸出先国の現地ニーズに対応するために必要な機械の導入等を支援します。

対象となる方

加工食品の輸出拡大を目指す団体

(ただし、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」(令和2年11月30日)に記載のある清涼飲料水、菓子、ソース混合調味料、味噌・醤油、地域の特色ある食品を優先。)

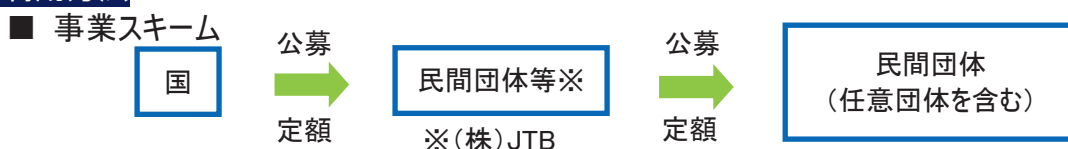
支援内容

- (1)加工食品のPR等需要拡大、テストマーケティング、輸出人材の育成等
加工食品の輸出拡大に向けて、複数の食品製造事業者等が連携して販路開拓を行い、輸出の商流を構築するためのプロモーションやテストマーケティング、輸出人材の育成等に係る費用。
- (2)輸出先国の現地ニーズに対応するために必要な機械の導入等
輸出先国・地域のバイヤー等が求める条件等、現地のニーズに対応した商品の開発・製造のために必要な機械導入等に係る費用。

○補助率
定額(1,000万円を上限とする。)

- 要件
- ・輸出事業計画の認定(事業実施期間中)
 - ・輸出先国のマーケット事情に精通した専門家(コンサル、商社等)等との連携
 - ・団体の構成員に複数の食品製造事業者が含まれており、輸出実績(間接輸出を含み本事業で取組を行う輸出先国であるかは問わない)のある者が1者以上含まれている。
 - ・(2)の事業は、中小企業者(資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下を満たすもの)から構成され、導入機械の適切な管理ができる団体に限る。

ご利用方法



R6年度補正予算の公募は終了しました。

【 お問い合わせ先 】

大臣官房新事業・食品産業部食品製造課

電話：03-6744-2068

『世界に向けて販路を拡大したい』

(令和6年度補正予算)

戦略的輸出拡大サポート緊急対策事業

(令和7年度当初予算)

戦略的輸出拡大サポート事業

農林水産物・食品の更なる輸出拡大のため、戦略的な輸出拡大へのサポート、日本産水産物の海外への販路拡大等を支援します。

対象となる方

水産加工業者を含む食品事業者及びその民間団体等

支援内容

(1) 戦略的輸出拡大サポート緊急対策事業(補正)

- ① ジェトロによる新規商流開拓・構築、輸出事業者への情報提供や伴走支援等の取組を支援します。
- ② JFOODOによる海外消費者向け戦略的プロモーション等の取組を支援します。

(2) 戦略的輸出拡大サポート事業 (当初)

- ① ジェトロによる新規商流開拓・構築、輸出事業者への情報提供や伴走支援等の取組を支援します。
- ② JFOODOによる海外消費者向け戦略的プロモーション等の取組を支援します。

ご利用方法

ジェトロが事業実施主体となります。

(1)①及び(2)①はジェトロが参加事業者等を募集します。

(1)②及び(2)②はJFOODOがプロモーション参加事業者等を募集します。

(募集はジェトロ及びJFOODOのHPで公表されます。)

【 お問い合わせ先 】

輸出・国際局輸出企画課

電話：03-6744-1502

JETROホームページ <https://www.jetro.go.jp/>

JFOODOホームページ <https://www.jetro.go.jp/jfoodo.html>

『産地がかかえる課題を解決し、 世界市場に通用する産地を構築したい』

(令和6年度補正予算)

グローバル産地生産流通基盤強化緊急対策

(令和7年度当初予算)

グローバル産地づくり推進事業

(令和6年度補正予算)

輸出環境整備緊急対策事業

(令和7年度当初予算)

輸出先国規制対応支援事業

GFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)に基づき、輸出に取り組もうとする水産加工業者等への輸出診断、大規模輸出産地形成に向けた取組、国際的に通用する水産エコラベル認証の取得を希望する事業者に対して審査の事前準備、認証の新規取得等を支援します。

対象となる方

水産加工業者を含む食品事業者及び民間団体等

支援内容

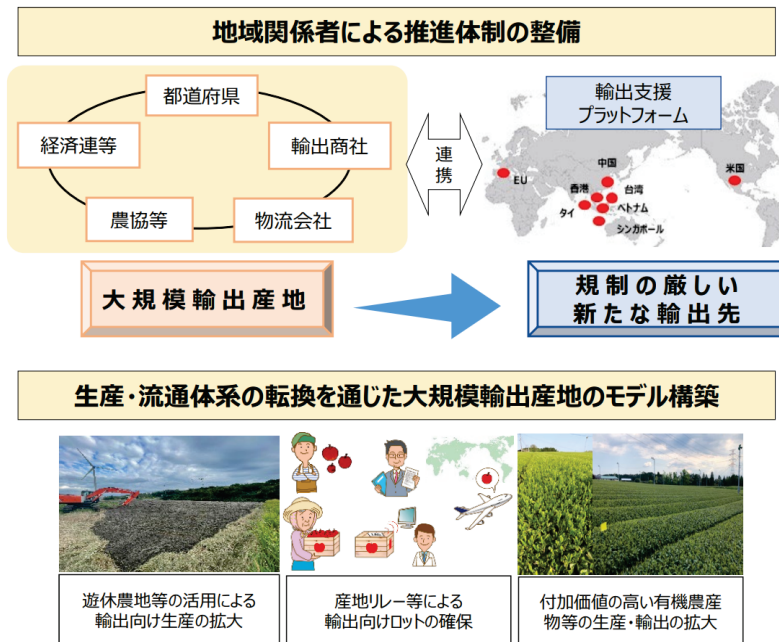
1. 輸出診断やマッチング等

生産者等への輸出診断、輸出のためのセミナー、マッチングイベント等を通じて、輸出意欲のある生産者等に輸出につながるよう支援します。



2. 大規模輸出産地のモデル形成等支援

海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換に取り組み、国内生産基盤の維持・強化を図る大規模輸出産地のモデル構築を支援します。



3. 水産エコラベルの取得に向けた事前準備の支援

国際基準の水産エコラベル認証の取得を希望する事業者に対してコンサルティングを行い、審査の事前準備となる取組状況の確認、申請書作成等を支援します。

4. 国際的に通用する認証取得の支援

輸出拡大につながる国際的に通用する認証(水産エコラベル認証等)の新規取得に係る取組を行うために必要な経費を支援します。

ご利用方法

- ・1の事業については、GFPコミュニティサイトに登録(無償)することで、様々なサービスを受けることができます(<https://www.gfp1.maff.go.jp/>)。
- ・2及び3の事業については、公募で選ばれる民間団体等を通じた間接補助事業となります。
- ・4の事業については、公募で選ばれる民間団体等が事業実施主体となります。
- ・ご不明の点については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【 お問い合わせ先 】

- 1, 2について: 輸出・国際局輸出支援課
電話: 03-6744-7172
- 3, 4について: 水産庁加工流通課
電話: 03-6744-2350

『東日本大震災被災地産の 水産加工品の海外販売先を開拓したい』

水産業復興販売加速化支援事業のうち 復興加工輸出促進支援事業

被災地(青森～千葉の各県)の水産加工業者に対し、海外バイヤーとのマッチングを含む事前商談会等のサポートと、海外バイヤーを被災地に招へいし、商談会を行う取組を支援します。

対象となる方

東日本大震災の被災地(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県)で水産加工業を営む事業者等。

支援内容

(1) 復興加工輸出促進支援事業

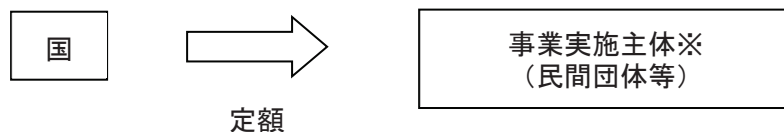
WEB会議等のツールを活用して、水産加工会社と海外バイヤー等とのマッチングや商談会の開催を支援します。その中で、成約が有望と見込まれる海外バイヤー等を被災地に招へいし、現地見学や、商談会を行うツアーの開催を支援します。

また、上記の取組を効果的、効率的に行うため、現地ファシリテーターの設置や、被災地水産加工品の動向等を調査・分析し、新たな海外販路開拓・拡大に取り組む水産加工業者等への助言・指導に対して支援します。

(2) 補助率

補助の対象となる経費について定額を助成します。

■ 事業の流れ



ご利用方法

支援を受けたい水産加工業者等は、事業実施主体(民間団体等)が行う募集等に応募いただけます。

ご不明の点については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【 お問い合わせ先 】

株式会社JTB

電話：03-5539-2929

URL：<https://www.lapita.jp/jfa/fishery-products/top/>

『新製品開発や魚種転換に向けた加工機器を購入するための資金を調達したい』

水産加工資金

水産加工品の製造又は加工の高度化及び事業基盤の強化を促進することによって、水産加工品の安定供給を図るために必要な長期かつ低利の資金ニーズに応えています。

対象となる方(事業)

水産加工業者又はこれらの者が組織する法人(中小企業者に限る)が行う、次の施設整備等

- (1) 食用水産加工品の製造・加工に係る業務の共同化や合併、原材料・製品の転換等
- (2) 食用水産加工品の製造・加工に係る新製品・新技術の研究開発又は利用
- (3) 未・低利用水産動植物を原料とする食用水産加工品の製造・加工
- (4) 特定の部位を原料とする非食用水産加工品(飼料用の魚粉等)の製造・加工

支援内容

■ 対象資金

設備資金及びそれに付随する運転資金

■ 貸付限度

貸付対象事業費の80%

■ 貸付利率

金利は変動します。詳しくは下記お問い合わせ先にご連絡ください。

■ 貸付期間

10年超、25年以内、うち据置期間3年以内

取扱金融機関

日本政策金融公庫(農林水産事業)

ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出してください。
必要書類については各機関にお問い合わせください。

【 お問い合わせ先 】

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)

電話(農林水産事業 事業資金相談ダイヤル): 0120-154-505

『能登半島地震の影響で地場産の加工原材料調達が困難なので、 安定的に調達したい』

(令和6年度補正予算)

特定水産物供給平準化事業

(能登半島地震に伴う水産加工原材料安定供給対策)

能登半島地震により、地場産の加工原材料の調達が困難となった水産加工業者に対して、加工原材料を安定的に供給する取組を支援します。

対象となる方

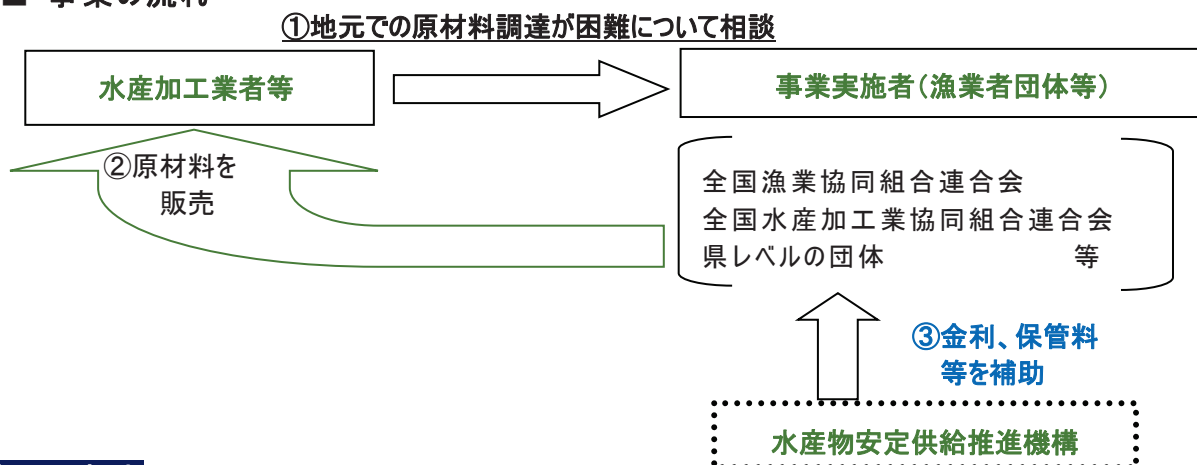
被災地域に所在する水産加工業者

支援内容

特定水産物供給平準化事業(能登半島地震に伴う水産加工原材料安定供給対策)(補助率:定額、1/2)

能登半島地震により、地場産の加工原材料の調達が困難となった水産加工業者に対して、加工原材料を安定的に供給する漁業者団体等の取組に必要な、買取代金等を資金調達した際に要する金利や保管に要する経費等について支援します。

■ 事業の流れ



ご利用方法

事業の詳しい内容等については、下記事業実施主体のホームページをご覧ください。
ご不明の点については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【 お問い合わせ先 】

水産物安定供給推進機構

URL : <http://www.fishfund.or.jp/jigyous3.html>

電話 : 03-3254-7044

水産庁漁政部加工流通課調整班

電話:03-6744-2350

『令和6年能登半島地震により被災した 産地市場や加工施設などの共同利用施設を復旧したい』

(令和6年度予備費、補正予算)

水産業共同利用施設復旧整備事業

水産加工業協同組合等の水産業共同利用施設や機器(荷さばき施設、加工施設、冷凍冷蔵施設、製氷施設、養殖施設等)の再建、修繕、改築、整備に伴う既存施設の撤去や本格復興までに使用する施設の整備等を支援します。

対象となる方

浜プランに参画する水産加工業協同組合、又は、水産加工業又は水産流通業の発展を目的とする団体・法人(水産加工業者又は水産流通業者(5人以上)が主たる構成員となる団体)

また、広域浜プランに参画する水産加工業協同組合

支援対象施設及び補助率

(1) 対象施設

令和6年能登半島地震の影響により大きな被害を受け、その機能の一部又は全部が不全となっている共同利用施設等(鮮度保持施設、加工処理施設、荷さばき施設、廃棄物等処理施設、加工流通作業等軽労化施設、衛生環境強化施設など)

(2) 補助率

事業費の1/2以内、4/10以内、1/3以内

ご利用方法

事業を実施する際は都道府県水産部局に申請してください。
ご不明の点については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【 お問い合わせ先 】

水産庁漁政部加工流通課調整班

電話: 03-6744-2350

各都道府県 水産部局



令和6年度補正予算

ものづくり 商業サービス 生産性向上促進 補助金

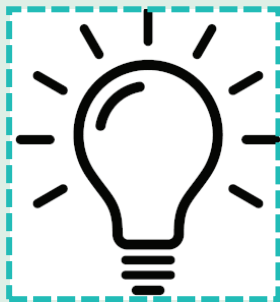
中小企業・小規模事業者等の生産性向上や持続的な賃上げに向けた
新製品・新サービスの開発に必要な
設備投資等を支援します！

補助上限額
最大4,000万円

補助率
1/2～2/3

製品・サービス高付加価値化枠
製品・サービス開発の取組を支援

グローバル枠
海外需要開拓等の取組を支援



たとえば・・・
最新複合加工機を導入し、これまではできなかった精密加工が可能になり、より付加価値の高い新製品を開発

たとえば・・・
海外市場獲得のため、新たな製造機械を導入し新製品の開発を行うとともに、海外展示会に出展



事業概要

予算額

令和6年度補正予算「中小企業生産性革命推進事業」3,400億円の内数

基本要件

中小企業・小規模事業者等が、革新的な製品・サービス開発を行い、

①付加価値額の年平均成長率が+3.0%以上増加

②1人あたり給与支給総額の年平均成長率が

事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上又は

給与支給総額の年平均成長率が+2.0%以上増加

③事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準

④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等（従業員21名以上の場合のみ）

の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。

※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとします。

※3～5年の事業計画に基づき事業を実施していただくとともに、毎年、事業化状況報告を提出いただき、事業成果を確認します。

※基本要件等が未達の場合、補助金返還義務があります。

	製品・サービス高付加価値化枠	グローバル枠
要件	革新的な新製品・新サービスの開発による高付加価値化	海外事業の実施による国内の生産性向上
補助上限	750万円～2,500万円	3,000万円
補助率	中小企業1/2、小規模・再生2/3	中小企業1/2、小規模2/3
補助対象経費	＜共通＞機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費 ＜グローバル枠のうち、海外市場開拓（輸出）に関する事業のみ＞ 海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費	
その他	収益納付は求めません。	

大幅な賃上げに取り組む事業者のみなさまには、補助上限額を100～1,000万円上乘せします。

※大幅な賃上げ：(1)給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加(2)事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準
※各申請枠の補助上限額に達していない場合、常時使用する従業員がいない場合、再生事業者、最低賃金引上げに係る補助率引上げの特例事業者については適用不可。

※上記(1)(2)のいずれか一方でも未達の場合、補助金返還義務があります。

最低賃金の引き上げに取り組む事業者のみなさまには、補助率を2/3に引き上げます。

※最低賃金の引き上げに取り組む事業者：指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している

従業員が全従業員数の30%以上いる事業者

※常時使用する従業員がいない場合、小規模企業・小規模事業者、再生事業者については適用不可。

事業の流れ



お問い合わせはものづくり補助金事務局サポートセンターまで

受付時間 10:00～17:00（土日祝および12/29-1/3を除く）

電話 050-3821-7013

メール 公募要領について : kakunin@monochojo.info

電子申請システムについて : monodukuri-r1-denshi@ml.nsw.co.jp

本補助金の詳細は
事務局HPをご覧ください

<https://portal.monodukuri-hojo.jp/otoiawase.html>

ものづくり補助金
総合サイト



「IT導入補助金」でIT導入・DX (デジタルトランスフォーメーション) による生産性向上を支援！

- 業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策に向けたITツール等の導入費用を支援！
- **インボイス対応に活用可能！** 安価なITツールの導入にも活用可能で、**小規模事業者は最大4/5補助！**
- **補助額は最大450万円/者、補助率は1/2～4/5！**

通常枠

- ・生産性の向上に資するITツール（ソフトウェア、サービス）の導入費用を支援します。
- ・クラウド利用料を最大2年分補助し、保守運用等の導入関連費用も支援します。

複数社連携IT導入枠

- ・10者以上の中小企業・小規模事業者等が連携した、インボイス制度への対応やキャッシュレス決済を導入する取組等を支援します。導入や活用に向けた事務費・専門家経費も補助対象です。

インボイス枠 インボイス対応類型

- ・令和5年10月1日に開始されたインボイス制度への対応に特化した支援枠で、**会計・受発注・決済ソフト**に加え、**PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援**します。
- ・**小規模事業者は最大4/5補助**し、補助下限は無く、安価なITツール導入も支援します。

インボイス枠 電子取引類型

- ・取引関係における発注者(大企業を含む)が費用を負担して**インボイス対応済の受発注ソフト**を導入し、受注者である**中小企業・小規模事業者等が無償で利用できるケースを支援**します。

セキュリティ対策推進枠

- ・独立行政法人 情報処理推進機構（IPA）が公表する「サイバーセキュリティお助け隊 サービスリスト」に掲載されている**セキュリティサービスの利用料**を支援します。

※詳細は裏面をご確認ください。



<活用イメージ・補助率等> (赤字は令和6年度補正予算での拡充点)

枠/類型	通常枠	複数社連携IT導入枠	インボイス枠		セキュリティ対策推進枠
			インボイス対応類型	電子取引類型	
活用イメージ	ITツールを導入して、業務効率化やDXを推進	商店街など、複数の中小企業・小規模事業者で連携してITツール等を導入	ITツール等を導入してインボイス制度に対応	発注者主導で取引先のインボイス対応を促す	サイバーセキュリティ対策を進める
補助対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料(最大2年分)、 導入関連費(保守サポートやマニュアル作成等の費用に加えて、IT活用の定着を促す導入後の“活用支援”も対象化) 単独申請可能なツールの拡大		クラウド利用料(最大2年分)		サイバーセキュリティお助け隊サービス利用料(最大2年分)(※1)
補助額	・ITツールの業務プロセスが1~3つまで：5万円~150万円 ・4つ以上：150万円~450万円	(a)インボイス枠対象経費：同右 (b)消費動向等分析経費：50万円×グループ構成員数 (a)+(b)合わせて3,000万円まで (c)事務費・専門家経費：200万円	ITツール： 1 機能：~50万円 2 機能以上：~350万円 PC・タブレット等：~10万円 レジ・券売機等：~20万円	~350万円	5万円~ 150万円
補助率	中小企業：1/2 最低賃金近傍の事業者(※2)：2/3	(a)インボイス枠対象経費：同右 (b)・(c)：2/3	~50万円以下：3/4 (小規模事業者：4/5) 50万円~350万円：2/3 ハードウェア購入費：1/2	大企業：1/2 中小企業：2/3	中小企業：1/2 小規模事業者：2/3

(※1) (独)情報処理推進機構 (IPA)「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されたサービス。

(※2) 3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員数が全従業員数の30%以上であることを示した事業者。

<補助金の活用例>

通常枠

・タイムカードによる勤怠管理のため、オフィスに出勤してからの現場移動、帰社してからの退勤が必要だったところ、「勤怠・労務管理ツール」の導入により出先からの打刻が可能に。これにより、**残業時間が3割削減、人事担当の作業効率も大幅アップ!**

インボイス枠

・インボイス発行の作業を効率化するため、「会計ツール」を導入。
経理担当が手作業で行っていた出納管理が自動化され、バックオフィスの効率が全体的に向上。

<今後のスケジュール>

サービス等生産性向上IT導入支援事業
事務局ポータルサイト

・通常枠、インボイス枠(インボイス対応類型、電子取引類型)、セキュリティ対策推進枠

第2次申請締切日 6月16日

第3次申請締切日 7月18日

・複数社連携IT導入枠

第1次申請締切日 6月16日



応募方法等の詳細はこちらからご確認ください

販路開拓等に取り組む皆様へ

令和6年度補正予算

「小規模事業者持続化補助金（通常枠）」

地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓等の取組を支援します

【事業目的】

小規模事業者※等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等を支援

※ 従業員数が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合5人以下、製造業またはそれ以外の業種の場合20人以下である事業者

【補助上限】

50万円

(特例を活用した場合は最大250万円)

【補助率】

2 / 3

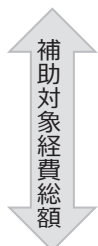
【第17回公募スケジュール】

公募要領公開：2025年3月4日（火）

申請受付開始：2025年5月1日（木）

申請受付締切：2025年6月13日（金）

【関連融資制度】



自己負担

持続化補助金
補助率
2 / 3

補助対象経費の資金調達に活用できる無担保・無保証の融資制度

「小規模事業者経営改善資金（マル経融資）」

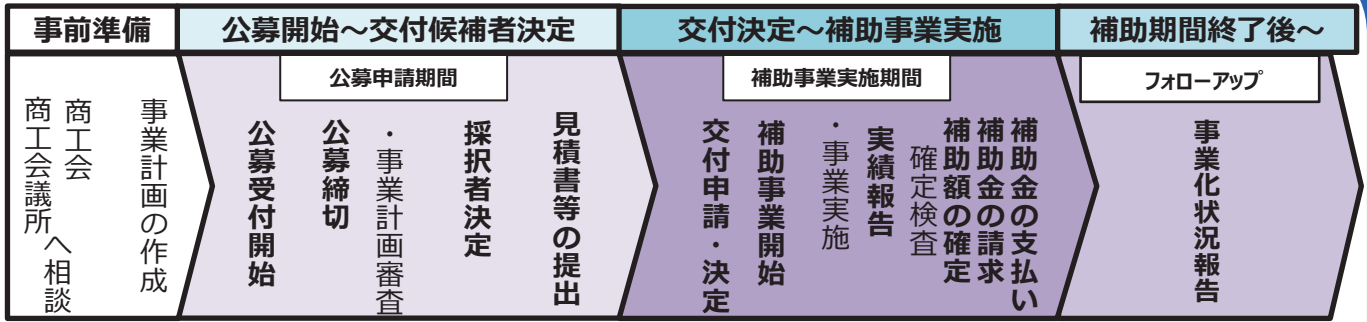
◎ 限度額：2,000万円

※ 融資のご利用には、一定の要件・審査があります。

例：最近1年以上同一地区内で事業を行っていること等

詳しくは、お近くの商工会、商工会議所にお問い合わせください。

事前準備から事業終了までの流れ



※申請時点で明らかではない経費については、交付申請・決定の段階時点で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。事後で対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でよくご確認ください。

概要

補助率	2 / 3
補助上限	50万円
インボイス特例	インボイス特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に <u>50万円</u> を上乗せ
賃金引上げ特例	賃金引上げ特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に <u>150万円</u> を上乗せ

【特例要件】

- **インボイス特例** ⇒ 免税事業者のうちインボイス発行事業者の登録を受けた事業者
- **賃金引上げ特例** ⇒ 事業場内最低賃金を+50円以上とした事業者

【対象経費】

機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、新商品開発費、借料、委託・外注費

活用事例①

※ 青字が本補助金の対象経費

観光ぶどう園を有する喫茶店においてフリーズドライ製品を販売するため、洗練された**パッケージデザイン**や**リーフレット**を作成。高級スーパー等の新たな販路への商談に活用。

活用事例②

精密板金加工・プレス金型等の製作所が、県道沿いに**看板を設置**。具体的な製品を載せたことで、新規取引先の獲得に向けて高度な技術や専門性を効果的にPR。



[商工会地区HP](#)



[商工会議所地区HP](#)



[Biz ID
取得](#)

販路開拓等に取り組む皆様へ

令和6年度補正予算

「小規模事業者持続化補助金（創業型）」

地域の雇用や産業を支える創業後3年以内の小規模事業者の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓等の取組を支援します

【事業目的】

創業後3年以内の小規模事業者※等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等を支援

※従業員数が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合5人以下、
製造業またはそれ以外の業種の場合20人以下である事業者

【補助上限】

200万円

(特例を活用した場合は最大250万円)

【補助率】

2 / 3

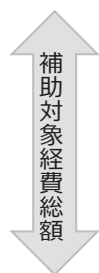
【第1回公募スケジュール】

公募要領公開：2025年3月4日（火）

申請受付開始：2025年5月1日（木）

申請受付締切：2025年6月13日（金）

【関連融資制度】



自己負担
持続化補助金 補助率 2 / 3

補助対象経費の資金調達に活用できる無担保・無保証の融資制度

「小規模事業者経営改善資金（マル経融資）」

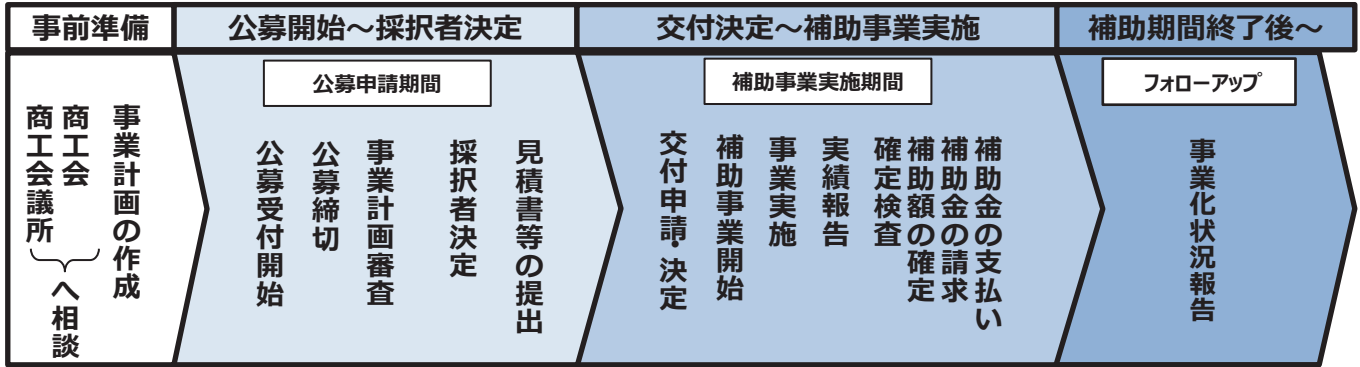
◎限度額：2,000万円

※融資のご利用には、一定の要件・審査があります。

例. 最近1年以上同一地区内で事業を行っていること等

詳しくは、お近くの商工会、商工会議所にお問い合わせください。

事前準備から事業終了までの流れ



※申請時点で明らかではない経費については、交付申請・決定の段階時点で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。事後で対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でよくご確認ください。

申請要件

産業競争力強化法に基づく「認定市区町村」または「認定市区町村」と連携した「認定連携創業支援等事業者」が実施した「**特定創業支援等事業による支援(※)**」を受けた日および開業日（設立年月日）が公募締切時から起算して過去3か年の間であること。

※当該補助金の申請には、認定市区町村が発行した、特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の写しが必要になります。

特例要件

免税事業者のうちインボイス発行事業者の登録を受けた事業者は、一律に50万円の補助上限上乗せを行います。

対象経費

機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、新商品開発費、借料、委託・外注費

活用事例①

※ 青字が本補助金の対象経費

金属加工業を開業。**ロボット溶接機械**を導入することで、技術革新による事業の拡大及び生産性の向上を図る。

活用事例②

食品小売業を開業後1年経過。**厨房設備の導入**及び**店舗リニューアル**を行うことで、新規顧客獲得による売上拡大を図る。

持続化補助金（創業型）事務局HP：



Gbiz ID
取得

販路開拓を支援する機関の皆様へ

令和6年度補正予算

「小規模事業者持続化補助金（共同・協業型）」

地域振興等機関が主体的・中心的な役割を担い、
参画事業者の商品・サービスの改良やブランディング支援に加えて、
販路開拓の機会の提供を行う取組を支援します

【事業概要】

地域に根付いた企業の販路開拓を支援する機関（以下「地域振興等機関」）が、小規模事業者※（以下「参画事業者」）を集め、展示会や商談会、催事販売、マーケティングの拠点を活用し、参画事業者の販路開拓を支援する取組について支援。

※ 従業員数が「商業・サービス業（宿泊業、娯楽業を除く）」の場合5人以下、
製造業またはそれ以外の業種の場合20人以下である事業者

【補助上限】

5,000万円

【第1回公募スケジュール】

公募要領公開：2025年3月31日（月）

申請受付開始：2025年4月25日（金）

申請受付締切：2025年6月13日（金）

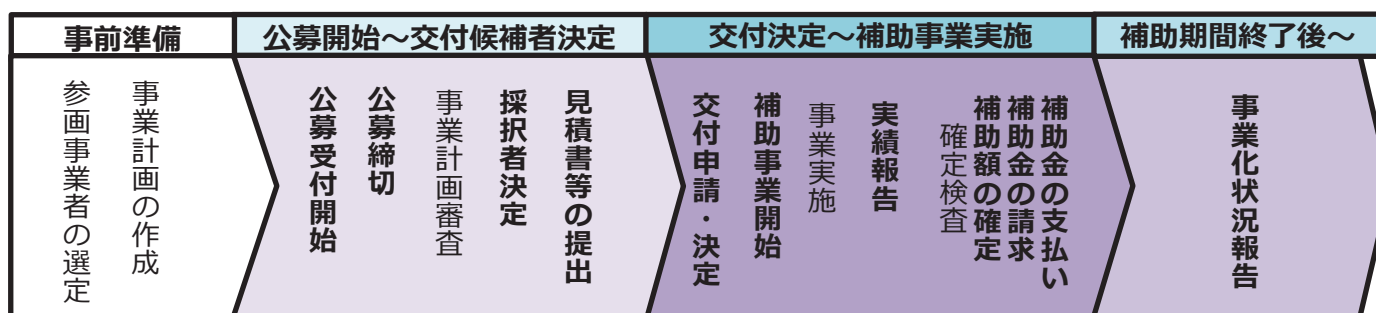
【補助率】

参画事業者は2/3、地域振興等機関は定額

【補助対象】

会場の設営費・内装等の工事費、会場借料、機器・機材の借料、
広報費、旅費 など

事前準備から事業終了までの流れ



※申請者は地域振興等機関となります。参画事業者（10社以上）を集めて申請を行って下さい。

※申請時点で明らかでない経費については、交付申請・決定の段階で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。事後で対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でよくご確認ください。

【地域振興等機関とは】

- 地域に根付いた企業の販路開拓を支援する機関であり、次の①から④のいずれかに該当する機関を指す。
- ①商工会法、商工会議所法に基づき設立された法人
- ②中小企業等協同組合法に規定する都道府県中小企業団体中央会
- ③商店街等組織（商店街その他の商業・サービス業の集積を構成する団体であって、商店街振興組合法に規定する商店街振興組合、商店街振興組合連合会及び中小企業等協同組合法に規定する事業協同組合などの法人化されている組織をいう。）
- ④地域の企業の販路開拓につながる支援を事業として行っている法人

【参画事業者とは】

- 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律で定める小規模事業者に該当する者。

【本事業における取組】

- ①**展示会・商談会の取組**
商談目的の展示会・商談会（主催または他者主催への出展）で展示・宣伝を行い、支援する参画事業者の商品・サービスの特長または価値が顧客に伝わることによって、参画事業者の新たな取引先を増加させる取組。
- ②**催事販売型の取組**
支援する参画事業者の商品・サービスの物販会や即売会（主催または他者主催への出展）により、参画事業者の売上高増加を支援する取組。
- ③**マーケティング拠点の取組**
支援する参画事業者の商品・サービスの想定ターゲットを明確化し、補助事業を通じて、想定ターゲットに具体的かつ継続的なマーケティングを行う拠点・仕組みを構築する取組。

持続化補助金（共同・協業型）事務局HP：



GビズID
取得

生産性向上を目指す皆様へ

令和6年度補正予算

「事業承継・M&A補助金」で

中小企業の生産性向上、持続的な賃上げに向けて、
事業承継に際しての設備投資や、
M & A・PMIの専門家活用費用等を支援します！

事業承継促進
枠

5年以内に事業承継を予定している場合の設備
投資等に係る費用を補助します

専門家活用
枠

M&A時の専門家活用に係る費用（フィナンシャル・アドバイザー（FA）や仲介に係る費用※、表明保証保険料等）を補助します

※FA・仲介費用については、「M&A支援機関登録制度」に登録されたFA・仲介業者による支援に係る費用のみ補助対象です

PMI 推進
枠

M&A後の経営統合（PMI）に係る費用（専門家費用、設備投資等）を補助します

廃業・
再チャレンジ
枠

事業承継・M&Aに伴う廃業等に係る費用（原状回復費・在庫処分費等）を補助します

※廃業・再チャレンジ枠は、事業承継促進枠・専門家活用枠・事業統合投資類型と併用できます

※詳細は裏面をご確認ください。

令和6年度補正予算で中小機構に措置



経済産業省



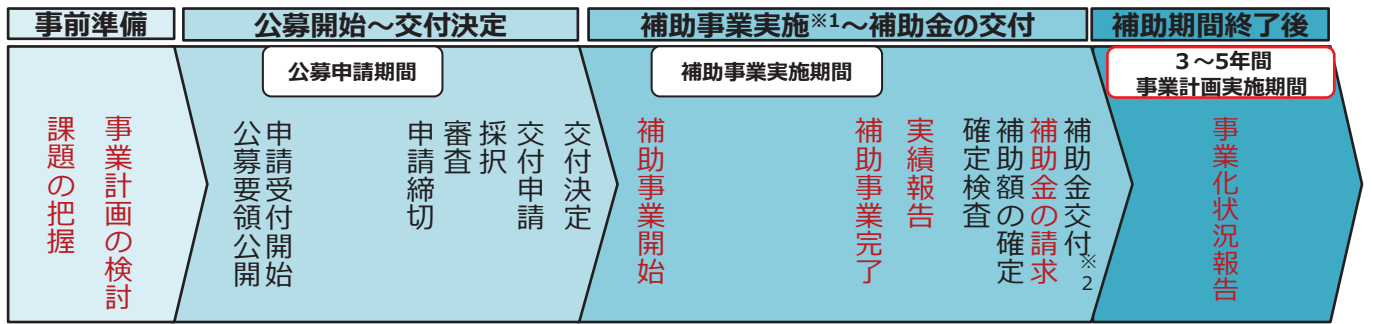
Be a Great Small.

中小機構

チラシのダウンロードはこちら↑



事前準備から事業終了までの流れ



※1：補助事業期間内に契約・発注を行い支払った経費とする。

※2：補助金の交付については、実績報告書等を提出し、実施した事業内容の検査と経費内容等の確認により、交付すべき補助金の額を事務局にて確定した後支払うため、交付決定された場合でも支払われないことがあるため留意すること。

支援枠の概要

	事業承継促進枠	専門家活用枠	PMI推進枠	廃業・再チャレンジ枠
要件	5年以内に親族内承継又は従業員承継を予定している者	補助事業期間に経営資源を譲り渡す、又は譲り受ける者	M&Aに伴い経営資源を譲り受ける予定の中小企業等に係るPMIの取り組みを行う者	事業承継やM&Aの検討・実施等に伴って廃業等を行う者
補助上限	800～1,000万円 ※ ※一定の賃上げを実施する場合、補助上限を1,000万円に引き上げ	買い手支援類型： 600～800万円 ※1、 2,000万円 ※2 売り手支援類型： 600～800万円 ※1 ※1：800万円を上限に、DD費用の申請する場合200万円を加算 ※2：100億企業要件を満たす場合	PMI専門家活用類型： 150万円 事業統合投資類型： 800～1,000万円 ※一定の賃上げを実施する場合、補助上限を1,000万円に引き上げ	150万円 ※ ※事業承継促進枠、専門家活用枠、事業統合投資類型と併用申請する場合は、それぞれの補助上限に加算
補助率	1/2・2/3 ※ ※中小企業者等のうち、小規模事業者に該当する場合：2/3	買手支援類型： 1/3・1/2、2/3 ※1 売手支援類型： 1/2・2/3 ※2 ※1：100億企業要件を満たす場合：1,000万円以下の部分は1/2、1,000万円超の部分は1/3 ※2 ①赤字、②営業利益率の低下(物価高影響等)のいずれかに該当する場合	PMI専門家活用類型： 1/2 事業統合投資類型： 1/2・2/3 ※ ※中小企業者等のうち、小規模事業者に該当する場合：2/3	1/2・2/3 ※ ※事業承継促進枠、専門家活用枠、事業統合投資類型と併用申請する場合は、各事業における事業費の補助率に従う
対象経費	設備費、産業財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費等	謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料	設備費、外注費、委託費等	廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用(併用申請の場合のみ)

お問い合わせ先

事業承継・M & A 補助金事務局 050-3145-3812

応募方法等の詳細はこちらからご確認ください



公募サイト

簡易で即効性のある省力化投資に **カタログ注文型**

補助率 **1/2**以下

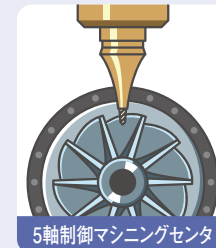
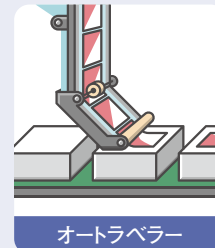
補助上限額 最大 **1,500**万円

- 対象製品のリスト(カタログ)に登録された汎用製品から事業課題に合わせて省力化製品を選択できます。
- 申請手続きが簡易で、申請から交付決定まで最短1ヶ月。随時公募受付のため、いつでも申請が可能です。
- 省力化製品の「販売事業者」が、省力化製品の導入と補助金申請・手続きをサポートします(共同申請)。

「販売事業者」の選択肢が広がり、より使いやすくなりました!

補助対象
(カタログ掲載)
製品の
カテゴリ例 ▶

どんどん追加中!



サービス業から製造業まで、様々な業種向けの製品をラインアップ!

※一部の省力化製品は、置き換えであっても申請可能です。

人手不足解消に効果のある「省力化投資」を後押しする補助金がさらに活用しやすくなりました!

中小企業 省力化投資補助金

事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる

一般型 NEW!

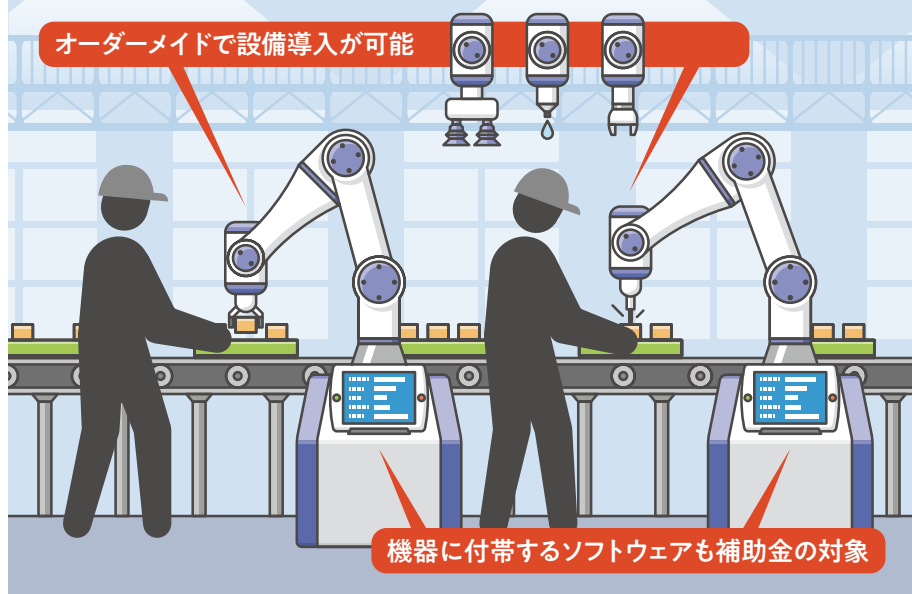
補助率※

中小企業 **1/2** | 小規模・再生 **2/3**

補助上限額

最大 **1**億円

オーダーメイドで設備導入が可能



機器に付帯するソフトウェアも補助金の対象

- オーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備導入・システム構築など、多様なニーズに応えます。
- 公募回制で、省力化指数などに関する詳細な事業実施計画を作成。3ヶ月程度の審査を経て、交付決定されます。
- 大幅賃上げ特例(補助上限額アップ)、最低賃金引き上げ特例(補助率2/3にアップ)があります。

例えば、**通信販売事業**で

オンラインショッピングの顧客数・購買量の増加に対応するため、自動梱包機と倉庫管理システムをオーダーメイドで開発・導入

例えば、**自動車関連部品製造事業**で

検査が難しい微細な部品製造を効率的に行うため、現場に合わせ、最新のデジタルカメラやAI技術を活用した自動外観検査装置を導入

※補助金額1,500万円までは1/2もしくは2/3(小規模・再生事業者)、1,500万円を超える部分は1/3。

中小企業省力化投資補助金とは、 人手不足解消に効果のあるロボットやIoTなどの製品や設備・システムを導入するための経費を国が補助することにより、中小企業の省力化投資を促進し売上拡大や生産・業務プロセスの効率化を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

Be a Great Small.
中小機構

カタログ注文型

随時申請
受付中

一般型

公募回制

補助対象となる事業

中小企業などが省力化製品を対象製品のリスト(カタログ)から選んで導入し、販売事業者と共同で「労働生産性 年平均成長率3%向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。

中小企業などが省力化効果のあるオーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備やシステムなどを導入し、「労働生産性 年平均成長率4%向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。

カタログ注文型・一般型それぞれ要件が異なりますので、必ずそれぞれの公募要領をご確認ください。
カタログ注文型・一般型は、補助対象経費が異なれば併用可能です。

補助率と補助上限額

従業員数	補助率	補助上限額	大幅な賃上げを行う場合
5名以下	1/2 以下	200万円	300万円
6~20名		500万円	750万円
21名以上		1,000万円	1,500万円

※各申請における補助額の合計が補助上限額に達するまでは、複数回の応募・交付申請が可能です。

補助上限額がアップする【大幅賃上げ特例】の適用要件

事業終了時に①給与支給総額+6%以上かつ、②事業場内最低賃金+45円以上とする計画を策定し申請する必要があります
※上記①、②のいずれか一方でも未達の場合、補助額の減額となります。

従業員数	補助率※	補助上限額	大幅な賃上げを行う場合
5名以下	中小企業 1/2	750万円	1,000万円
6~20名		1,500万円	2,000万円
21~50名		3,000万円	4,000万円
51~100名	小規模・再生 2/3	5,000万円	6,500万円
101名以上		8,000万円	1億円

※補助金額1,500万円までは1/2 もしくは2/3(小規模・再生事業者)、1,500万円を超える部分は1/3。

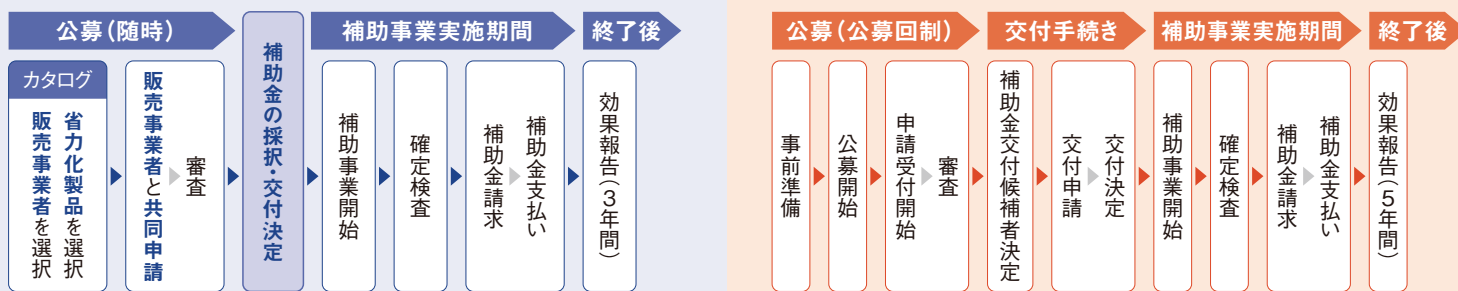
補助上限額がアップする【大幅賃上げ特例】の適用要件

①給与支給総額の年平均成長率+6%以上増加 ②事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準
※最低賃金引上げ特例事業者は除く。※上記①、②のいずれか一方でも未達の場合、各申請枠の従業員規模別の補助上限額との差額について補助金を返還。

補助率が2/3にアップする【最低賃金引き上げ特例】の適用要件

中小機構が指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること
※小規模・再生事業者は除く。※補助金額1,500万円までが引き上げ対象となります。

申請から事業完了までの流れ



本補助金の詳細や対象製品のリスト(カタログ)、公募要領などはこちらから
中小企業省力化投資補助事業ホームページ <https://shoryokuka.smrj.go.jp/>



お問い合わせは、本補助事業コールセンターまで
あらかじめ上記ホームページの掲載資料や「よくあるご質問」をご確認のうえ、お問い合わせください。

ナビダイヤル

0570-099-660

IP電話などからの
お問い合わせ

03-4335-7595

カタログ
注文型

省力化製品に関わる工業会・
製造事業者・販売事業者のみなさま

カタログ登録
サポートセンター

03-6746-1530
でご相談受付中!

● 受付時間：9:30~17:30 / 月曜~金曜(土・日・祝日除く) ※通話料がかかります。恐れ入りますが、繋がらない場合は、しばらくたってからおかけ直してください。

全都道府県に、インフォメーション窓口を設けています。詳しくは上記ホームページをご確認ください。

人手不足解消に効果のある「省力化投資」を後押しするための

中小企業 省力化投資補助金

カタログ注文型

省力化
製品の

販売事業者を募集!

2025年2月28日以降、
ホームページから
「販売事業者」登録申請が
可能になります。

「販売事業者」が登録された製品は、お客さま(中小企業)が補助金を活用して導入できるようになります。

補助対象(カタログ掲載)製品のカテゴリ ※2025年2月現在



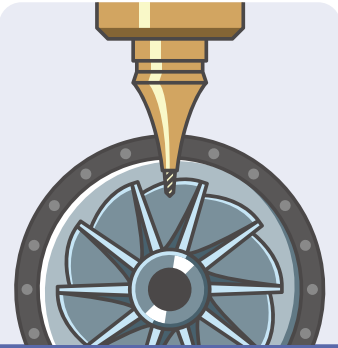
清掃ロボット



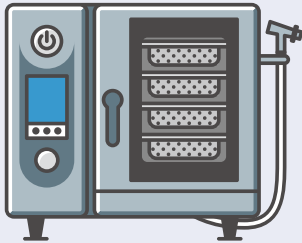
券売機



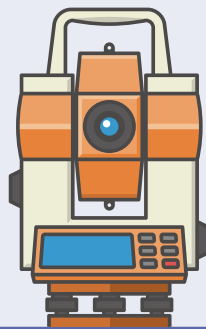
無人搬送車(AGV・AMR)



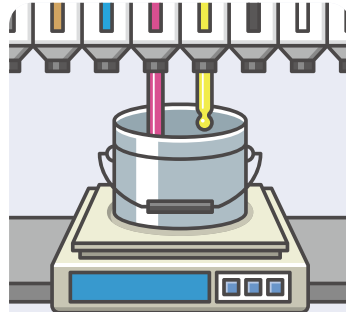
5軸制御マシニングセンタ



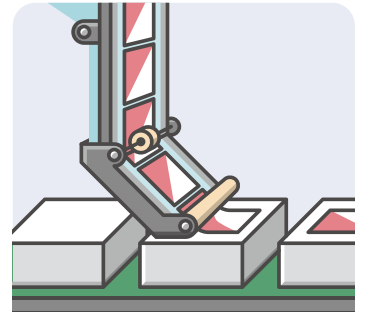
スチームコンベクションオーブン



測量機



印刷用インキ自動計量装置



オートラベラー

【清掃・配膳ロボット、バックヤード業務サポート】清掃ロボット／配膳ロボット／飲料補充ロボット 【店舗・施設向けセルフ対応型機器】券売機／自動精算機／自動チェックイン機 【店舗・施設向けバックヤード業務サポート】物品貸出管理機／入出金機 【厨房サポート】スチームコンベクションオーブン／自動フライヤー 【セルフ式ガソリンスタンド向け】タブレット型給油許可システム 【自動車整備】自動調色システム／自動車向け溶接機(スポット溶接機)／自動車向け溶接機(パルス制御溶接機) 【美容機器】美容ライト脱毛機器 【食品機械】食品包膜機(食品包あん機、餃子成型機等) 【物流システム機器】無人搬送車(AGV・AMR)／検品・仕分システム／自動倉庫／ピッキングカートシステム／ラックシステム(垂直回転ラック)／ラックシステム(移動ラック)／ラックシステム(流動ラック)／垂直搬送機(貨物専用) 【印刷機械、紙加工関連機械】デジタル紙面色校正装置(グラビア・紙器パッケージ用デジタルブルー)／印刷用紙高積装置／印刷用インキ自動計量装置／産業用枚葉デジタル印刷機／印刷用紙反転機／自動紙折機／印刷物インサーター／トムソン加工自動カス取り装置／丁合機／デジタル加飾機／印刷紙面検査装置／段ボール製箱機／産業用デジタルラベル印刷機

どんどん
追加中!

【廃棄物分離回収】近赤外線センサ式プラスチック材質選別機 【荷移動・運搬サポート】バラサ装置 【ラベル貼り付け】オートラベラー 【測量機器】測量機(自動視準・自動追尾機能付き高機能トータルステーション)／地上型3Dレーザースキャナー／GNSS測量機(RTK) 【高機能建設機械】マシンコントロール・マシンガイダンス機能付ショベル／チルトローテータ付ショベル／安全装置付ショベル 【解体機】シンダーコンクリート解体機 【建設現場作業】建設現場作業ロボット(鉄筋組立作業ロボット) 【プレス加工用機器】一本バー搬送ロボット／プレス用多関節ロボット／鍛圧・板金加工用バリ取り装置／パイプベンダー用投入・排出ロボット／板金機械用材料シート自動搬入装置／板金機械用材料シート自動搬出装置／プレスプレーキ用金型自動交換装置／コイルライン／プレス間搬送ロボット 【鑄造用機器】鑄物用自動バリ取り装置／鑄造用自動注湯機／鑄造用ブラスト装置 【非破壊検査装置】インライン非破壊検査装置(内部不良検査)／インライン非破壊検査装置(外部不良検査) 【工作機械】5軸制御マシニングセンタ／複合加工機／ツールプリセッター 【プラスチック機械】原材料自動計量混合搬送装置 【表面処理】蛍光X線膜厚測定器 【縫製機械】自動裁断機

中小企業省力化投資補助金とは、人手不足解消に効果のあるロボットやIoTなどの製品や設備・システムを導入するための経費を国が補助することにより、中小企業の省力化投資を促進し売上拡大や生産・業務プロセスの効率化を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

Be a Great Small.
中小機構

補助金を活用した省力化製品導入をサポートする「販売事業者」になりませんか？

- 「販売事業者」になるには、下記ホームページから登録申請(2025年2月28日以降受付)が必要です。
- 「販売事業者」としての責務を果たせるか、省力化製品の販売実績があるか、などの所定の審査があります。
- 「販売事業者」になると、製品カタログに登録され、公表されます。

● 制度概要

人手不足の中小企業などが、省力化製品を対象製品のリスト(カタログ)から選んで導入し、販売事業者と共同で「労働生産性 年平均成長率3%向上」を目指す事業計画に取り組むものを対象とします。

● 補助率と補助上限額

従業員数	補助率	補助上限額	大幅な賃上げを行う場合
5名以下	1/2 以下	200万円	300万円
6~20名		500万円	750万円
21名以上		1,000万円	1,500万円

● 申請から事業完了までの流れ



(本補助金の詳細については、必ず公募要領をご確認ください。)

「販売事業者」登録申請、製品カタログ、公募要領など本補助金の詳細はこちらから
中小企業省力化投資補助事業ホームページ <https://shoryokuka.smrj.go.jp/>



カタログ注文型 「販売事業者」登録申請に関するお問い合わせは

カタログ登録サポートセンター 03-6746-1530
でご相談受付中!

カタログに製品を登録する
製造事業者も募集中!

新しい製品カテゴリを登録する
工業会も募集中!

その他、本補助金に関するお問い合わせは

あらかじめ上記ホームページの掲載資料や「よくあるご質問」をご確認のうえ、お問い合わせください。

ナビダイヤル 0570-099-660

IP電話などからの問い合わせ 03-4335-7595

● 受付時間：9:30~17:30 / 月曜~金曜(土・日・祝日除く)
※通話料がかかります。恐れ入りますが、繋がらない場合は、しばらくたってからおかけ直してください。

事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一般型」 2025年3月スタート!

中小企業成長加速化補助金

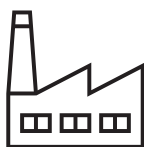
飛躍的成長を目指す中小企業の設備投資を補助します！

事業目的

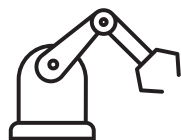
売上高100億円超を目指す、成長志向型の中小企業の皆様へ

大胆な**設備投資**を支援

活用イメージ



工場、物流拠点
などの新設・増築



イノベーション創出
に向けた設備の導入



自動化による
革新的な生産性向上

1次公募スケジュール

申請受付開始：2025年5月8日（木）

申請締切：2025年6月9日（月）

※詳しくは裏面jGrantsページをご確認ください。

応募方法：jGrantsシステムによる電子申請

※申請には「GビズIDプライムアカウント」の取得が必要です。取得未了の方は、あらかじめ「GビズIDプライムアカウント」取得手続きを行ってください（詳細は裏面をご参照ください）。

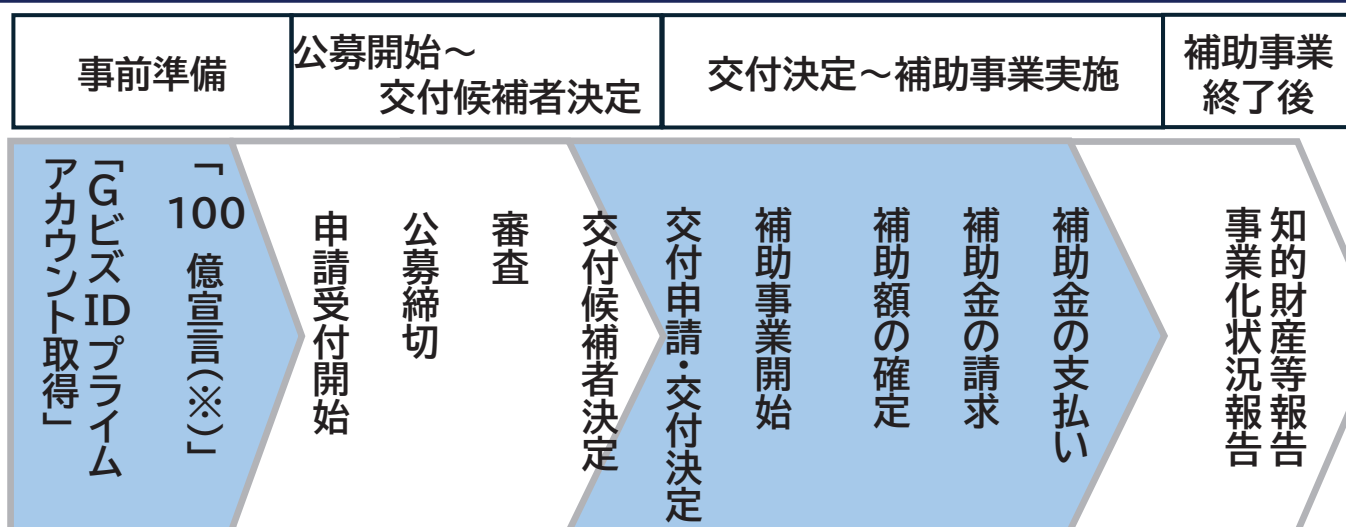
補助事業概要

項目	内容
補助対象者	売上高100億円を目指す中小企業
補助上限額	5億円(補助率1/2)
補助事業実施期間	交付決定日から24か月以内
補助事業の要件	①「100億宣言」を行っていること ② 投資額1億円以上(専門家経費・外注費を除く補助対象経費分) ③ 一定の賃上げ要件を満たす今後5年程度の事業計画の策定 (賃上げ実施期間は補助事業終了後3年間) など
補助対象経費	建物費、機械装置費、ソフトウェア費、外注費、専門家経費

審査のポイント

- 経営力**:経営者のビジョンやシナリオが明確であり、経営戦略上の補助事業の位置づけを踏まえて、飛躍的な成長につながるが見込まれるか。外部・内部環境の認識(市場や顧客動向、自社の強み・弱み、経営資源等の状況等)を踏まえた事業戦略となっているか。
(売上高成長率、付加価値増加率、売上高投資比率 等)
- 波及効果**:産業競争力の強化、イノベーションの創出、地域資源の活用、サプライチェーンへの効果など波及効果が見込まれるか。賃上げへの取組、適切な取引姿勢、女性が活躍しやすい職場環境、BCPへの取組状況など。(賃上げ率、地域未来牽引企業、パートナーシップ構築宣言 等)
- 実現可能性**:迅速に投資を実行できる財務状況や組織体制が整っており、金融機関などのコミットメントが得られているか。(ローカルベンチマーク、金融機関の支援姿勢 等)

事業スキーム



※100億宣言とは:中小企業の経営者の皆様が「売上高100億円」という目標を目指し、実現に向けた取組を行っていくことを宣言していただくものです。



詳細(jGrants
ページ)はこちら



お問い合わせフォーム

事務局連絡先:0570-07-4153
(IP電話等からのお問い合わせ
:03-4446-4307)



GビズID
はこちら

「売上高100億円を目指す！」 その「挑戦」を宣言しませんか

成長ビジョンを示し、国の支援や同じ志の 経営者ネットワークも活かして、目標の実現へ！

「100億宣言」とは？

- 中小企業の皆様が飛躍的成長を遂げるために、自ら、「売上高100億円」という野心的な目標を掲げ、実現に向けた取組を行っていくことを宣言するものです。
- 宣言は事務局が運営するポータルサイト(令和7年春頃開設予定)上に公表されます。

≪宣言の内容≫

- ①企業概要
- ②企業理念・100億宣言に向けた経営者メッセージ
- ③売上高100億円実現の目標と課題
- ④売上高100億円実現に向けた具体的措置 等

※ 宣言できる企業は売上高10億円～100億円未満の中小企業です。
 ※ 「宣言」掲載に際しては、所定の要件と記載内容の確認があります。

「宣言」をされた企業さま
 限定の特別なメニューが
 あります！

「宣言」をすると、
 どんなことができるの？
 いいことがあるの？



「100億宣言」のメリット

■ 「宣言」取得による補助金等の活用

100億宣言が基本要件となる補助金等(設備投資等に活用できる中小企業成長加速化補助金(上限5億円(補助率1/2)等)への申請が可能となります(その他、必要書類を提出の上、審査があります)。

■ 経営者ネットワークへの参加

100億宣言を行った企業の経営者の皆様の経営の“気づき”につながる場として、地域・業種を超えて刺激し合える経営者ネットワークを構築します。

■ 100億宣言のロゴマークの活用による自社PR

宣言企業は「公式ロゴマーク」を使用できます。自社の取組のPRにご活用ください。



※商標登録申請中

※100億宣言を行った企業に活用いただけるメニューについては、今後追加・変更の可能性がります。

公表要領・申請要領・ひな形等は右のQRコードをご参照ください。
 申請受付開始は令和7年5月頃を予定しております。



新規事業への進出により、
企業の成長・拡大を図る中小企業の皆様へ

中小企業新事業進出補助金

新規事業への挑戦を目指す中小企業の設備投資を促進!!



既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援

【活用イメージ】

- 機械加工業でのノウハウを活かして、新たに半導体製造装置部品の製造に挑戦
- 医療機器製造の技術を活かして蒸留所を建設し、ウイスキー製造業に進出

※ 申請には「GビズIDプライムアカウント」の取得が必要です。取得未了の方は、あらかじめGビズIDプライムアカウント取得手続きを行ってください。

新事業進出補助金

検索

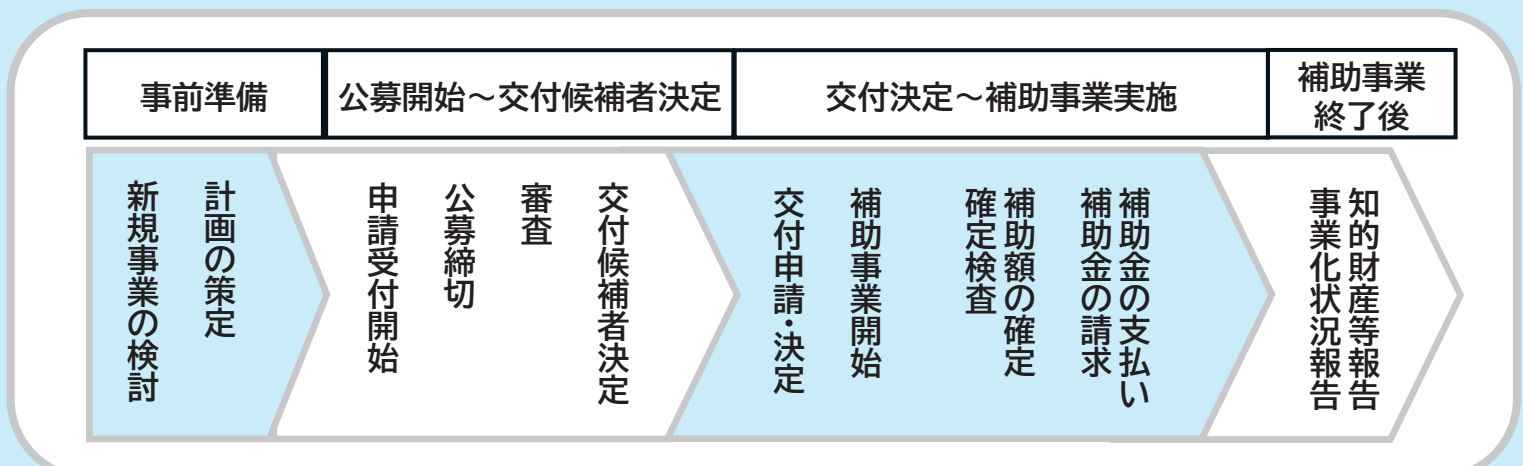


Be a Great Small.
中小機構

【補助事業概要】

項目	内容
補助対象者	企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦を行う中小企業等
補助上限額	従業員数20人以下 2,500万円(3,000万円) 従業員数21～50人 4,000万円(5,000万円) 従業員数51～100人 5,500万円(7,000万円) 従業員数101人以上 7,000万円(9,000万円) ※補助下限750万円 ※大幅賃上げ特例適用事業者(事業終了時点で①事業場内最低賃金+50円、②給与支給総額+6%を達成)の場合、補助上限額を上乗せ。(上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。)
補助率	1/2
基本要件	中小企業等が、企業の成長・拡大に向けた新規事業(※)への挑戦を行い、 (※事業者にとって新製品(又は新サービス)を新規顧客に提供する新たな挑戦であること) ①付加価値額の年平均成長率が+4.0%以上増加 ②1人あたり給与支給総額の年平均成長率が、事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上、 又は給与支給総額の年平均成長率+2.5%以上増加 ③事業所内最低賃金が事業実施都道府県における地域別最低賃金+30円以上の水準 ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。
補助事業期間	交付決定日から14か月以内(ただし採択発表日から16か月以内)
補助対象経費	機械装置・システム構築費、建物費、運搬費、技術導入費、知的財産権等関連経費、外注費、専門家経費、クラウドサービス利用費、広告宣伝・販売促進費
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収益納付は求めません。 ・ 基本要件②、③が未達の場合、未達成率に応じて補助金返還を求めます。ただし、付加価値が増加していないかつ企業全体として営業利益が赤字の場合や天災など、事業者の責めに帰さない理由がある場合は返還を免除します。

【事業スキーム】



問い合わせ先

新事業進出補助金事務局 (コールバック予約システム)
<https://shinjigyoun.resv.jp/>



※ 公募内容については、予告なく変更する場合があります。申請の際は必ず公募要領をご確認ください。

資金繰りに お悩みの皆様へ

資金繰り支援のご案内

より一層の金融規律の発揮を見据えつつ、

- ① 効果的な経営改善・再生支援の実施に加えて、
- ② 成長志向の事業者を支援します

① 効果的な経営改善・再生支援

- ✓ 民間金融機関によるプロパー融資と信用保証付融資とを組み合わせた協調支援型特別保証を新たに創設
- ✓ 経営改善サポート保証において、経営改善・再生支援強化型を新たに創設
- ✓ 早期経営改善計画策定支援事業における民間金融機関による計画策定支援の対象追加を2028年1月末まで延長

② 成長志向の事業者支援

- ✓ 通常資本性劣後ローンの制度を拡充

- * セーフティネット貸付の金利引下げ措置を引き続き継続
- * 小規模事業者向けには、「小口零細企業保証」（100%保証）を引き続き継続

詳しくは裏面



チラシのダウンロードはこちら↑

① 経営改善・再生支援の継続・強化

協調支援型特別保証

- * 概要：金融機関のプロパー融資と保証付融資を組み合わせることなどにより金融仲介機能の一層の強化を図り、人手不足等の多岐にわたる経営課題解決への取組みを後押しする制度
- * 制度詳細：保証上限2.8億円・保証割合80%・据置期間1年以内（運転資金）/3年以内（設備資金）

経営改善サポート保証

（経営改善・再生支援強化型）

- * 概要：中小企業活性化協議会の支援や経営改善計画策定支援事業（405事業）等で策定した計画の実行に必要な資金を、保証付融資で支援する制度
- * 制度詳細：保証上限2.8億円・保証料率0.3%・据置期間最大3年
100%保証の融資は100%保証で借換え可能

早期経営改善計画策定支援事業

- * 概要：国が認定した専門家の支援を受け、資金計画やビジネスモデル俯瞰図、アクションプランなどの経営改善計画を策定する場合、専門家への支払い費用の2/3を補助
- （注）税理士や中小企業診断士等だけでなく、民間金融機関による計画策定支援についても、一定の条件で本事業の対象としています

② 成長志向の事業者支援

日本公庫による資本性劣後ローン

- * 概要：資産査定上「資本」とみなされ、民間金融機関の支援を促進する融資制度
- * 対象者：キャッシュフローが不足する企業や一時的に財務状況が悪化したため企業再建等に取り組む企業に加え、省力化投資等の成長資金を必要とする事業者を対象に追加
- * 制度詳細：融資上限（中小事業）15億円、（国民事業）7,200万円
業績に応じて2区分（赤字の場合は0.5%・黒字の場合は3%台）の利率が適用

日本公庫によるセーフティネットの金利引下げ措置

- * 概要：基準金利から0.4%引き下げた融資制度
- * 対象者：ウクライナ情勢・原油価格上昇の影響で、利益率が減少した者
- * 制度詳細：融資上限（中小事業）7億2千万円、（国民事業）4,800万円
- * 貸付期間：設備資金15年以内、運転資金8年以内、据置期間最大3年

小口零細企業保証

- * 概要：小規模事業者従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下）の事業者等を対象とした、100%の保証が可能な制度
- * 制度詳細：保証上限2,000万円（既存の保証付融資と合計で2,000万円の範囲内）
100%保証の融資は100%保証で借換えが可能

（お問い合わせ先） 中小企業庁金融課（03-3501-2876）
日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル（0120-154-505）
お近くの中小企業活性化協議会

新規輸出1万者支援
プログラム始動

事業者のみなさま



円安をチャンスに 輸出を始めませんか？

新たに輸出に乗り出すみなさまを
後押しする支援策をご提案します。



専門家による伴走型支援



輸出向け商品の開発、
ブランディング
・プロモーション



ECサイトを
活用した販路開拓



輸出商社
とのマッチング など

まずはこちらのポータルサイトでご登録ください。

専門家から折り返し連絡して個別に
カウンセリングいたします。

🔍 ジェトロ



【お問い合わせ先】 ジェトロ本部 受付時間：平日9時～12時/13時～17時（土日、祝祭日・年末年始除く）

電話 03-3582-4937 / 03-3582-4938 / 03-3582-4939

※お時間を選ばない、オンラインによるお問合せ窓口（24時間受付）もポータルサイトからご利用いただけます



初めての輸出で
あれこれ気になる…！

詳しくは裏面で

輸出に関する簡単な質問から、具体的な相談まで 何でもお任せください!



輸出を始めるには
どうする?

- ・これから海外を考え始める方から、すでに進出されている方まで、海外に関するすべてのご相談をお受けします。
- ・専門家が現況をカウンセリングさせていただき、あなただけの海外展開の実現にむけた、最適な方法をナビゲートします。



海外消費者向けに
ECを使って商品を
販売してみたい!

- ・海外ECサイトに日本商品特設サイト「JAPAN MALL」を設け、日本商品の販売を支援します。海外ECサイトの商品買い付けをジェトロがサポートすることで、原則、国内納品・国内買取・円建て決済で取引が完結。複雑な輸出手続が不要であり、海外展開初心者も参入しやすい仕組みです。



輸出先の国の選び方や、
現地の市場は
どうなってるんだろう?

- ・海外展開が潜在的な段階、あるいは海外展開への意欲はあるが、検討初期の段階の企業を対象として、実現に向けた課題を明確化します。
- ・具体的には、専門家によるカウンセリングを通じて、ターゲットとして可能性のある国、海外展開の手法、現状の課題、対応策などをお伝えします。



日本にしながら、
海外販路拡大を実現したい!

- ・国内において、国内輸出商社との個別商談会に参加いただけます。
- ・商品の海外販売、貿易実務などは輸出商社が担うため、実質的に国内取引で完結。また、将来的に輸出を検討している方も、海外ビジネスに精通している商社から、販路開拓先・販促方法等のアドバイスも期待できます。



現地向けに商品を改良・
開発したい!
現地のニーズを把握したい!

- ・ものづくり補助金(グローバル枠)で、輸出向け新商品の開発にかかる生産設備の導入からブランディング・プロモーションまでの費用を補助上限3,000万円、補助率1/2(小規模事業者の場合は2/3)にて一貫して支援します。



輸出入に関する手続の流れや
法規制について知りたい!

- ・海外ビジネスを検討する際に、さまざまな段階で発生する実務上の疑問点などの各種ご相談に対し、実務経験豊富なアドバイザーがメール、電話または面談にてお応えします。



詳しくは、**1万者支援ポータルサイト**をチェック!

🔍 ジェトロ

